

千葉県総合評価方式ガイドライン

平成29年4月

千葉県

目 次

1	総合評価方式の概要・意義	1
2	標準的な実施手順	2
3	実施手順ごとの解説	3
4	総合評価方式の型式	6
5	評価項目・配点等	7
6	型式別評価項目	8
7	技術審査	17
8	学識経験者の意見聴取	18
9	評価方法	19
10	契約後の措置	21
11	その他	21

1 総合評価方式の概要・意義

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年4月施行・平成26年6月改正）では、「公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされている。

これを受け、千葉県においては「千葉県総合評価検討委員会」の審議を経て、平成19年10月に「千葉県総合評価方式ガイドライン」を制定し、価格及び品質で総合的に優れた内容の契約を実現する手法として、全庁での総合評価方式の実施拡大を図ったところである。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能・機能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされることが期待される。

また、技術力競争を行うことが民間企業における技術力向上へのインセンティブとなり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることにより、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

本ガイドラインは、今後とも受発注者からの意見等を考慮するとともに、各法令の改正等に合わせて見直しすることとしており、実施方針、評価方法等の改善・向上、さらには、事務処理の軽減を図るものとしている。今後とも多くの公共工事発注機関、特に市町村において総合評価方式が拡大していく必要があることから、本ガイドラインがその一助となることを期待するものである。

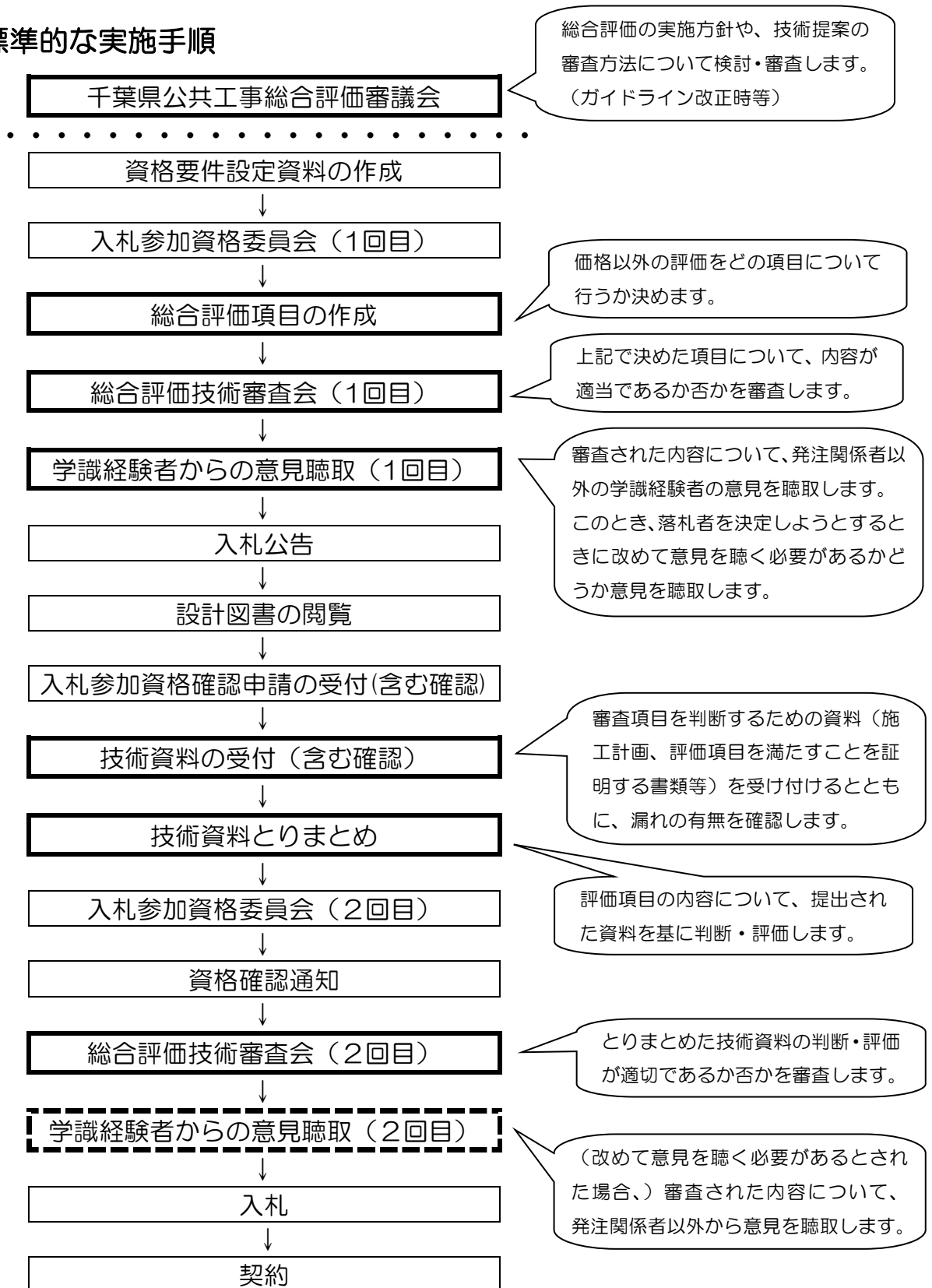
千葉県総合評価方式の実施方針

(1) 予定価格5千万円以上（税込）の工事について、適用することを原則とする。

(2) 評価値の算出方法は、除算方式とする。

除算方式の評価値：価格あたりの工事品質を表す指標

2 標準的な実施手順



太枠は総合評価方式に係る業務

3 実施手順ごとの解説

(1) 総合評価方式の適用

1) 型式選択

- 総合評価方式は「特別簡易型」、「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」の4つの型式いずれかで実施する。(型式の詳細は、P5「4 総合評価方式の型式」参照)
- 予定価格5千万円以上1億5千万円未満の工事は、原則として「特別簡易型」を適用する。ただし、必要に応じて「簡易型」を選択することができる。
- 予定価格1億5千万円以上の工事は、原則として「簡易型」を適用する。ただし、必要に応じて「特別簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」を選択することができる。
- なお、WTO(政府調達協定)対象工事(予定価格24億7千万円以上*)については、原則として「標準型(WTO対象)」を適用する。*平成28年4月現在

2) 適用除外

- 緊急工事など(生命財産に関わる緊急的な工事)は総合評価方式の適用外とする。

(2) 入札参加資格委員会(1回目)

- 入札参加資格要件を設定し、入札参加資格委員会で承認を得る。

(3) 総合評価項目の作成

1) 加算点の設定 (P19「9評価方法(2)加算点の算出」参照)

- 特別簡易型の加算点は20点とする。
- 簡易型の加算点は30点とする。
- 標準型、高度技術提案型の加算点は、技術審査会において決定する。
なお、標準型(WTO対象)の加算点は50点とする。

2) 評価項目の設定 (P7「5評価項目・配点等」、P8～「6型式別評価項目」参照)

- 必須評価項目は、必ず設定する。
- 選択評価項目は、工事内容、工事規模、工事環境などを考慮し、工事に最も適した評価項目を選定する。

3) 評価方法、評価基準の設定

- 施工計画などの各評価項目について評価方法、評価基準を設定し、落札者決定基準(案)とする。

(4) 総合評価技術審査会及び学識経験者からの意見聴取（1回目）

- ・落札者決定基準（案）について、総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）で審査し、学識経験者から意見を聴取する。
- ・学識経験者からは、2回目の意見聴取（落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするとき）が必要かどうかについての意見も聴取する。
- ・学識経験者の意見聴取の方法は、会議形式を原則とするが、やむを得ない場合は個別に意見聴取を行なうこととしても良いものとする。

(5) 入札公告

- ・落札者決定基準（価格以外の評価項目、評価基準）を入札公告文に明示し、公告する。

(6) 設計図書の閲覧

- ・入札公告文に記載のとおりとする。

(7) 入札参加資格確認申請の受付

- ・入札公告文で求めた入札参加資格確認申請は、定められた様式で書面による提出とし、発注担当機関で受付する。

(8) 技術資料の受付

- ・入札公告文で求めた技術資料は、定められた様式で書面による提出とし、発注担当機関で受付する。

(9) 技術資料の取りまとめ

- ・提出された技術資料は取りまとめ整理するとともに、公正に評価し、技術評価（案）を作成する。

(10) 入札参加資格委員会（2回目）

- ・入札参加資格確認申請書を審査し、資格確認をする。
（委員会は参加資格を確認する会で、価格以外の技術評価の審議の場ではない。）

(11) 資格確認通知

- ・入札参加資格委員会の審査結果を踏まえ、資格者に通知する。

(12) 総合評価技術審査会及び学識経験者からの意見聴取（2回目）

- ・発注担当機関において評価した技術評価（案）について、技術審査会で審査し、学識経験者から意見を聴取する。なお、学識経験者の意見聴取については、1回目の意見を聴取した際に、改めて意見を聴く必要があるとされた場合に限り実施する。

(13) 入札

- ・入札を実施する。

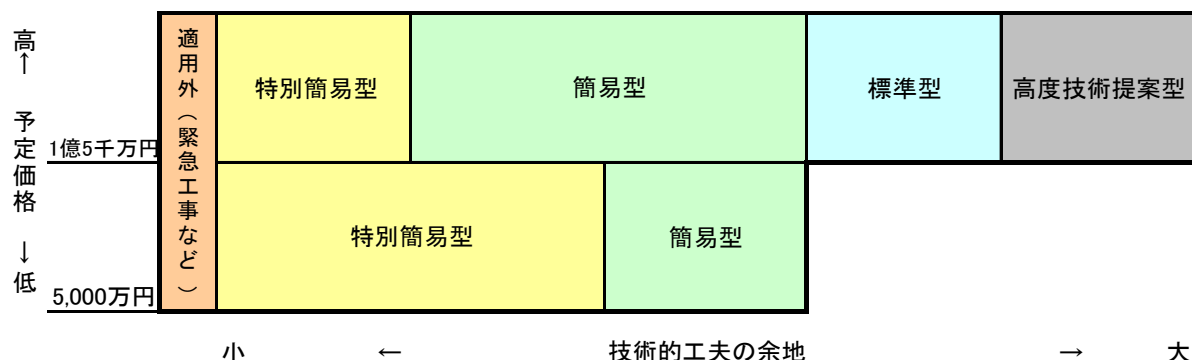
(14) 落札者の決定方法（P19「9評価方法（3）・（4）」参照）

- ・技術評価点（標準点+加算点）を入札価格で除して、評価値を算出する。
 - ・落札者の決定については、次のすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。
 - 2) 入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要件をすべて満たしていること。
 - 3) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- *評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

4 総合評価方式の型式

総合評価方式を実施するに当たっては、公共工事の特性(技術的な工夫の余地、技術提案の余地など)に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかを選択する。

なお、1億5千万円以上を特別簡易型で実施する場合や1億5千万円未満を簡易型で実施する場合、標準型、高度技術提案型の選択は担当事業主務課と事務局で調整し、審査会に諮り決定する。



(1) 特別簡易型

同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、施工箇所の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえた簡易な施工計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

(2) 簡易型

同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、発注者が示す仕様に基づき、施工上の工夫等を踏まえた施工計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

(3) 標準型

同種工事の経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し、施工上の特定の課題等(施工に伴う安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等)に関する施工上の工夫等の技術提案の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

(4) 高度技術提案型

技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、より優れた構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めるために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合的な評価を行う。

5 評価項目・配点等

(1) 評価項目の選定

総合評価方式における技術力に係る評価は、当該工事の規模ならびに技術的な内容に応じて、①企業の技術力、②企業の信頼性・社会性のそれぞれに係る評価項目を選択する。

特別簡易型、簡易型のそれぞれに示す選択区分（必須・選択）から、工事の内容・規模を勘案し適宜選定する。

選択評価項目以外にも、工事の特性に合わせ自由評価項目（評価基準含む）を追加設定できるほか、必須評価項目であっても、入札参加者間で評価に差異が生じない項目（一般競争入札で入札資格要件が評価項目の内容と同一の場合など）や、工事内容等により適正な評価が困難な項目などを、適宜削除できるものとする。

(2) 配点等

ガイドラインに示されている配点以外（評価基準を含む）を設定するときは、技術審査会の審査と学識経験者からの意見聴取を実施する。

6 型式別評価項目

(1) 特別簡易型における評価項目

適用業種：土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、
塗装、機械器具設置、造園、さく井、水道施設、電気通信、解体

区分	項目	細目	標準的な選択区分				
			配点	細目別配点	選択区分 (注1)	対象区分	
企業の技術力	施工計画	現場条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた配慮すべき事項	3	3	○	（総合的な観点から評価） 現地条件を踏まえ適切であり、かつ工夫が見られる（3）、現地条件を踏まえ適切である（0）、不適切である（入札は無効）	
	企業の施工能力	過去 10 年間の同種工事の施工実績（注2）	11	1	○	国・県・市町村等の実績(1)、その他の実績又は実績なし(0)（注13）	
		千葉県所掌工事における「業種：〇〇」での工事成績の平均点（注3）		6 ～ -4	◎	80点以上(6)、80点未満77.5点以上(5)、77.5点未満75点以上(4)、75点未満72.5点以上(3)、72.5点未満70点以上(2)、70点未満65点以上(0)、65点未満(-4)、成績なし(0)	
		過去2か年度間の当該業種における優良工事表彰対象工事（注4）		2	○	優良工事表彰対象工事あり(2)、なし(0)（注14）	
		千葉県所掌工事における過去の事故及び不誠実な行為		0 ～ -4	◎	平成28年3月31日までに発生した過去の事故及び不誠実な行為については、過去2年間に指名停止あり(-4)、過去1年間に文書注意あり(-2)、なし(0)	
						平成28年4月1日以降に発生した過去の事故及び不誠実な行為については、過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり(-4)、過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり(-2)、過去1年間に工事事故による指名停止あり(-2)、過去6か月間に工事事故による文書注意あり(-1)、なし(0)（注15）	
		ISO認証取得（注5）		1	○	あり(1)、なし(0)	
	千葉県所掌工事「業種：〇〇」における手持ち工事量の状況（注6）	1	◎	1. 0未満(1)、1. 0以上(0)			
	技術者の能力	配置予定	主任（監理）技術者資格（注7）	6	2	○	一級土木施工管理技士又は技術士(2)、前記以外の土木施工に係る資格(0)（注16）
			過去 10 年間の同種工事の施工経験（注2）		2	◎	国・県等の実績(2)、市町村等の実績(1)、その他工事の実績又は実績なし(0)（注13）
			継続教育(CPD)の取組状況		1	○	あり(1)、なし(0)（注17）
			主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去1か年度間の「業種：〇〇」での工事成績（注4）		1	○	80点以上の実績あり(1)、なし(0)

区分	項目	細目	標準的な選択区分			
			配点	細目別配点	選択区分 (注1)	対象区分
企業の信頼性・社会性	精 通 度	過去10年間の当該管内での施工実績 (注2)、(注8)	11	3	◎	国・県等の実績(3)、市町村等の実績(2)、その他工事の実績又は実績なし(0) (注13)
		「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」 (注9)、(注10)		3	○	当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結あり(3)、千葉県と締結あり(2)、なし(0)
	県産品の活用 (注11)	2		○	指定品目の活用あり(2)、なし(0)	
	営業拠点の所在地の有無 (注12)	2		○	発注管内に本店あり(2)、なし(0) (注18)	
	地域特有貢献の有無	1		◎	・千葉県内での地域美化活動のボランティア実績 ・千葉県内在住の障害者雇用実績 ・千葉県内在住の高年齢者雇用実績 ・千葉県内在住の女性雇用実績 の4項目のうち、いずれか1件に該当(1)、該当なし(0) (注19)	
		千葉県所掌工事における総合評価方式での履行義務違反	0	0 ～ -2	◎	工事成績評定点の減点措置あり(-2)、なし(0) (注20)
合 計			31			

細目の追加に関する注意事項

- ・工事内容により、自由項目を設定することができる。なお、追加は1項目とし、配点は1点とする。

注1 選択区分 ◎：すべての工事で選択 ○：工事内容等により選択

注2 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から過去10年間に当該年度の入札公告の前日までを加えた期間とする。

注3 1 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間の総合評価方式で落札した同業種の工事成績を評価の対象とする。

2 ただし、上記1に該当する工事が無い場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間の同業種全ての工事成績を評価の対象とする。

3 ただし、上記2に該当する工事が無い場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間の同業種全ての工事成績を評価の対象とする。

注4 過去1、又は2か年度間とは、それぞれ入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去は1、又は2か年度とする。

注5 入札参加資格要件で求めた場合は選択しない。

注6 手持ち工事量比率＝年間受注額÷過去2か年度間の平均受注額。

注7 入札参加資格要件で、一級土木施工管理技士の配置を求めた場合は選択しない。

注8 「当該管内」とは、県土整備部では、原則として土木事務所を単位とする。県土整備部以外では、「当該管内」を別途、定めることができる。

注9 入札公告の前日の時点において、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」及びこれに基づく当該管内を管轄する出先機関を単位とする業務細目協定の締結を対象とする。

ただし、部局により、当該協定及び細目協定と同程度以上と判断する他の協定を対象とすることができる。

注10 「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」の締結に関係しない業種及び部局については、選択しないことができる。

注11 工事案件ごとに発注者が指定する品目について、当該工事における使用予定を評価する。使用資材が少量又は多品目である等、対象品目の設定が困難な工事では、選択しないことができる。

注12 入札参加資格要件で、発注管内企業のみが参加できることとした場合は選択しない。

注13 国等とは、国土交通省、他省庁発注工事、独立行政法人等発注工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及びこれに準ずる機関）をいい、県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社をいう。市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）と千葉県内の以下a～cのいずれかの団体をいう。a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部又は一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）。

注14 優良工事表彰対象工事とは、

(1) 平成27年度（平成26年度完成工事）の当該業種における千葉県優良建設工事表彰を受けた工事（※1）

(2) 平成28年度（平成27年度完成工事）の当該業種における千葉県優良建設工事表彰要綱第2（1）～（5）〈1〉の全てに該当する優れた工事（※2）

（※1）表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限までに指名停止又は文書注意の措置を受けた場合は評価しない。（指名停止又は文書注意が工事事務事故による場合は事故発生日が、その他による場合は指名停止日又は文書注意日が、それぞれ平成28年3月31日以前であるものに限る）

（※2）平成27年4月1日から平成28年3月31日までに指名停止又は文書注意の措置を受けた場合は、評価しない。（指名停止又は文書注意が工事事務事故による場合は事故発生日が、その他による場合は指名停止日又は文書注意日が、それぞれ平成28年3月31日以前であるものに限る）

【参考】千葉県優良建設工事表彰要綱（関係部分抜粋）

（表彰対象）

第2 表彰対象となる県発注工事は、以下に定める要件に該当するものとする。

- （1）最終請負金額が5,000千円以上の工事であること。
- （2）原則として県内業者が受注した工事であること。
- （3）表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- （4）契約工期内に完成した工事であること。
- （5）工事の成績が優良で、契約書、設計書、図面ならびに仕様書等に基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められるもの。
 - 〈1〉工事成績評定点が81点以上の工事であること。
 - 〈2〉表彰する年度の前年度以降に、建設業法の監督処分及び千葉県建設工事請負者等指名停止基準に定める指名停止等、建設業者として好ましくない行為がないこと。

注15 指名停止の期間は、入札公告の日から遡って指名停止期間を対象とする。
文書注意の期間は、入札公告の日から遡って文書注意日を対象とする。

注16 業種により「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替えることができる。

注17 「土木施工管理技士」、「建築士」、「建築施工管理技士」、「技術士」に係る資格の場合、選択する。

ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも選択することができる。

注18 発注管内で災害業務細目協定を千葉県と締結している支店は本店扱いとする。ただし、部局により、当該協定及び細目協定と同程度以上と判断する他の協定を対象とすることができる。

注19 県内での地域美化活動については、前年度及び当該年度の入札公告の前日までに行ったものを評価する。

注20 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去1か年度間に完成した工事の総合評価方式の履行義務違反を評価する。

(2) 簡易型における評価項目

適用業種：土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、
塗装、機械器具設置、造園、さく井、水道施設、電気通信、解体

区分	項目	細目	標準的な選択区分					
			配点	細目別配点	選択区分 (注1)	対象区分		
企業の技術力	施工計画	①工程管理に係る技術的所見	12 or 24	12	◎	適切で優れる(10)、 適切で良好(5)、適切で可(0)、 不適切である(入札は無効) 【総合的評価】 総合的に優れる(2)、総合して可(0)		
		②材料の品質管理に係る技術的所見		12				
		③施工上の課題に対する技術的所見		12				
		④施工上配慮すべき事項		12				
		⑤安全管理に留意すべき事項		12				
	企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績 (注2)	14	2	○	国・県等の実績(2)、市町村等の実績(1)、 その他の実績又は実績なし(0)(注15)		
		千葉県所掌工事における「業種：〇〇」 での工事成績の平均点 (注3)		6～ -4	◎	80点以上(6)、80点未満77.5点以上(5)、77.5 点未満75点以上(4)、75点未満72.5点以上 (3)、72.5点未満70点以上(2)、70点未満65 点以上(0)、65点未満(-4)、成績なし(0)		
		過去2か年度間の当該業種における優良 工事表彰対象工事 (注4)		2	○	優良工事表彰対象工事あり(2)、なし(0) (注16)		
		千葉県所掌工事における過去の事故 及び不誠実な行為		0～ -4	◎	平成28年3月31日までに発生した過去の事故及 び不誠実な行為については、 過去2年間に指名停止あり(-4)、過去1年間に文書 注意あり(-2)、なし(0)		
		平成28年4月1日以降に発生した過去の事故及び 不誠実な行為については、 過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり (-4)、 過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり (-2)、 過去1年間に工事事故による指名停止あり(-2)、 過去6ヶ月間に工事事故による文書注意あり(-1)、 なし(0) (注17)						
		当該工事関連分野での技術開発の実績 及び新技術等の活用 (注5)		1	○	技術開発の実績あり、又は新技術等を当該工事に適用 (1)、なし(0) (注18)		
		ISO認証取得 (注6)		1	○	あり(1)、なし(0)		
		千葉県所掌工事「業種：〇〇」における 手持ち工事量の状況 (注7)		2	◎	0.5未満(2)、0.5以上1.0未満(1)、 1.0以上(0)		
		技術者の能力		主任(監理)技術者資格 (注8)	6	2	○	一級土木施工管理技士又は技術士(2)、前記以外の 土木施工に係る資格(0) (注19)
				過去10年間の同種工事の施工経験 (注2)		2	◎	国・県等の実績(2)、市町村等の実績(1)、 その他工事の実績又は実績なし(0) (注15)
	継続教育(CPD)の取組状況		1	○		あり(1)、なし(0) (注20)		
	主任(監理)技術者として施工した千葉 県所掌工事における過去1か年度間の 「業種：〇〇」での工事成績 (注4)		1	○		80点以上の実績あり(1)、なし(0)		

区分	項目	細目	標準的な選択区分			
			配点	細目別配点	選択区分 (注1)	対象区分
企業の信頼性・社会性	地域 精 通 度	過去10年間の当該管内での施工実績 (注2)、(注9)	9	2	◎	国・県等の実績(2)、市町村等の実績(1)、 その他工事の実績又は実績なし(0) (注15)
	地域 貢 献 度	「地震・風水害・その他の災害応急対策 に関する業務基本協定」 (注10)、(注11)、(注12)		3	○	当該管内を管轄する千葉県出先機関と 締結あり(3)、千葉県と締結あり(2)、 なし(0)
		県産品の活用 (注13)		2	○	指定品目の活用あり(2)、なし(0)
		県内企業の活用 (注14)		2	○	入札参加希望者が県内企業(2)、 入札参加希望者が県外企業であり 下請負金額の70%以上を県内企業と契約予 定(2)、入札参加希望者が県外企業であり下 請負金額の50%以上70%未満を県内企業 と契約予定(1)、その他(0)
千葉県所掌工事における総合評価方式での 履行義務違反			0	0 ～ -2	◎	工事成績評定点の減点措置あり(-2)、 なし(0) (注21)
合計			41 (施工計画の細目が1項目の場合) 53 (施工計画の細目が2項目の場合)			

細目の追加に関する注意事項

- ・工事内容により、自由項目を設定することができる。なお、追加は1項目とし、配点は1点とする

注1 選択区分 ◎：すべての工事で選択 ○：工事内容等により選択

注2 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から過去10年間に当該年度の入札公告の前日までを加えた期間とする。

注3 1 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間の総合評価方式で落札した同業種の工事成績を評価の対象とする。

2 ただし、上記1に該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間の同業種全ての工事成績を評価の対象とする。

3 ただし、上記2に該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間の同業種全ての工事成績を評価の対象とする。

注4 過去1、又は2か年度間とは、それぞれ入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去は1、又は2か年度とする。

注5 当該工事関連分野で新技術等がある場合に選択する。

注6 入札参加資格要件で求めた場合は選択しない。

注7 手持ち工事量比率＝年間受注額÷過去2か年度間の平均受注額。

注8 入札参加資格要件で、一級土木施工管理技士の配置を求めた場合は選択しない。

注9 「当該管内」とは、県土整備部では、原則として土木事務所を単位とする。

県外企業を対象とする場合は、「当該管内」を「県内」とする。

また、県土整備部以外では、「当該管内」を別途、定めることができる。

注10 入札公告の日の時点において、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」及びこれに基づく当該管内を管轄する出先機関を単位とする業務細目協定の締結を対象とする。

ただし、部局により、当該協定及び細目協定と同程度以上と判断する他の協定を対象とすることができる。

注11 「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」の締結に関係しない業種及び部局については、選択しないことができる。

注12 特殊な専門工事など県内企業の参加が見込めない場合は、選択しないことができる。

注13 工事案件ごとに発注者が指定する品目について、当該工事における使用予定を評価する。使用資材が少量又は多品目である等、対象品目の設定が困難な工事では、選択しないことができる。

注14 県内企業のみを対象とする資格要件の場合は、選択しない。また、特殊な専門工事など下請けとしての県内企業の参加が見込めない場合は、選択しないことができる。

注15 国等とは、国土交通省、他省庁発注工事、独立行政法人等発注工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及びこれに準ずる機関）をいい、県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社をいう。市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）と千葉県内の以下a～cのいずれかの団体をいう。a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部又は一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）。

注16 優良建設工事表彰等の実績とは、

(1) 平成27年度（平成26年度完成工事）の当該業種における千葉県優良建設工事表彰を受けた工事（※1）

(2) 平成28年度（平成27年度完成工事）の当該業種における千葉県優良建設工事表彰要綱第2(1)～(5)〈1〉の全てに該当する優れた工事（※2）

(※1) 表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限までに指名停止又は文書注意の措置を受けた場合は評価しない。（指名停止又は文書注意が工事事務事故による場合は事故発生日が、その他による場合は指名停止日又は文書注意日が、それぞれ平成28年3月31日以前であるものに限る）

(※2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに指名停止又は文書注意の措置を受けた場合は、評価しない。（指名停止又は文書注意が工事事務事故による場合は事故発生日が、その他による場合は指名停止日又は文書注意日が、それぞれ平成28年3月31日以前であるものに限る）

【参考】千葉県優良建設工事表彰要綱（関係部分抜粋）

（表彰対象）

第2 表彰対象となる県発注工事は、以下に定める要件に該当するものとする。

- （1）最終請負金額が5,000千円以上の工事であること。
- （2）原則として県内業者が受注した工事であること。
- （3）表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- （4）契約工期内に完成した工事であること。
- （5）工事の成績が優良で、契約書、設計書、図面ならびに仕様書等に基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められるもの。
 - 〈1〉工事成績評定点が81点以上の工事であること。
 - 〈2〉表彰する年度の前年度以降に、建設業法の監督処分及び千葉県建設工事請負者等指名停止基準に定める指名停止等、建設業者として好ましくない行為がないこと。

注17 指名停止の期間は、入札公告の日から遡って指名停止期間を対象とする。

文書注意の期間は、入札公告の日から遡って文書注意日を対象とする。

注18 技術開発又は新技術の活用どちらかについて、1つ記載する。

注19 業種により「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替えることができる。

注20 「土木施工管理技士」、「建築士」、「建築施工管理技士」、「技術士」に係る資格の場合、選択する。

ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも選択することができる。

注21 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去1か年度間に完成した工事の総合評価方式の履行義務違反を評価する。

(3) 標準型 (WTO対象) における評価項目

区分	項目	細目	標準的な選択区分			
			配点	細目別配点	選択区分 (注1)	対象区分
企業の 高度な 技術力	技術 提案	総合的なコスト(ライフサイクルコスト等)	12 or 24	12	◎	適切で優れる(10)、 適切で良好(5)、適切で可(0)、 不適切である(入札は無効)
		性能・強度等(性能・機能の向上等)		12		
		社会的要請(環境の維持、交通の確保、特 別な安全対策、省資源・リサイクル等)		12		
		個別テーマの施工計画 (注2)		12		
	施工 計画 全般 の	施工上配慮すべき事項等の提案	12	12	◎	適切で優れる(10)、 適切で良好(5)、適切で可(0)、 不適切である(入札は無効)
合計			24(技術提案の細目が1項目の場合) 36(技術提案の細目が2項目の場合)			

注1 選択区分 ◎：すべての工事で選択(○：工事内容等により選択)

注2 個別テーマの施工計画から2課題選択も可とする。

7 技術審査

総合評価方式における落札者決定基準及び技術評価点の審査を行うため、技術審査会を設置する。

(1) 技術審査会による審査

落札者決定基準（案）、技術資料評価（案）は各発注機関で作成する。
各発注機関で作成した（案）を技術審査会で審査する。

（注意）技術資料評価（案）作成及び技術審査会時は、恣意性を排除し、中立かつ公正な技術資料の審査を適切に行なうため、施工計画の会社名・作成者名及び、評価調書（第4号様式）の会社名等が特定できない匿名（A社、B社・・・）で行う。また、秘密保持のため配付資料については回収する。

(2) 技術審査会に提出する資料

1) 落札者決定基準審査時

- ①「総合評価技術審査会の審査について（依頼）」（第1号様式）
- ②「評価項目選択一覧表（案）」（第2号様式）

2) 技術評価点審査時

- ①「総合評価技術審査会の審査について（依頼）」（第3号様式）
- ②「評価調書（案）」（第4号様式）

(3) 技術審査会資料の提出先

各部局において決定の事。

(4) 技術審査会からの報告

「総合評価技術審査会の審査結果について（報告）」（第5号様式）

(5) 技術資料の確認

1) 記載事項の確認

入札参加者から提出された技術資料に記載された事項の真偽を各種データ等により確認する。

- 確認方法
- ① 技術資料の添付資料に基づき確認する。
 - ② 業務進行管理システムなどを活用して確認する。

2) 技術資料の不備

技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。

3) 施工計画について

施工計画が以下の①～④に該当する場合、不適切と判断する。

- ① 未提出
- ② 白紙（未記入）
- ③ 法令違反の記載
- ④ 評価に値しないと認められたとき

例：施工計画が他社の資料の写しと認められたときは、関係した全ての企業の施工計画を評価に値しないものとして取り扱い、関係した全ての企業の入札を無効とする。

8 学識経験者の意見聴取（中立かつ公正な評価の確保）

総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者への意見聴取の場を設置する。

（1）落札者決定基準意見聴取

落札者決定基準を定めようとするとき、評価項目などについて学識経験者の意見を聴取する。

併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴取する。

学識経験者の意見聴取事務は、事務局である技術管理課が実施する。発注機関は、技術管理課に書類を提出する。

意見聴取は発注機関と事務局で実施する。なお、秘密保持のため、配付資料は回収する。

提出書類

- 1) 千葉県建設工事総合評価の審議について（依頼）（第6号様式）
- 2) 説明資料については、基本的には技術審査会と同一資料

学識経験者の意見書

千葉県建設工事総合評価委員の意見聴取（様式第11号の1）

（2）技術資料の審査結果意見聴取

落札者の決定にあたっては、落札者決定基準意見聴取の際に、改めて意見を聴く必要があるとされた場合、学識者の意見聴取をする。

なお、秘密保持のため、配付資料を回収する。

提出書類

- 1) 千葉県建設工事総合評価の審議について（依頼）（第7号様式）
- 2) 説明資料については、基本的には技術審査会と同一資料

学識経験者の意見書

千葉県建設工事総合評価委員の意見聴取（様式第11号の2）

9 評価方法

(1) 評価値算定方式

除算方式で実施する。

(2) 加算点の算出

加算点は、評価項目配点の合計を換算した得点とする。

評価項目配点の合計が最高の競争参加者に、加算点の満点を与え、他の競争参加者は按分して、加算点を与える。このとき加算点は小数点以下3位まで算出（第4位以下切捨）。

加算点の満点は標準型（WTO 対象）50点、簡易型30点、特別簡易型20点とする。

(3) 技術評価点等の考え方

技術評価点 = 標準点 + 加算点

技術評価点は、標準点に加算点（小数点以下3位まで）を加えたもの。

標準点は、100点とする。

(4) 評価値の算出と落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法は除算方式とし、技術評価点を入札価格で除して算出する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

(5) 評価値の計算

評価値の計算は、次ページの「総合評価方式（除算方式）による落札者の決定」を参照のこと。

総合評価方式(除算方式)による落札者の決定

(試算条件:「簡易型」 予定価格 2.2億円の例)

評価項目		配点	A社	B社	C社		
入札価格			190,000,000	200,000,000	210,000,000		
企業の技術力	施工計画	施工上配慮すべき事項	12点	12	0	5	12
	企業の施工実績	過去10年間の同種工事の施工実績	14点	2	2	2	2
		千葉県所掌工事における 工事成績評定の平均点		6~ -4	2	4	6
		過去2か年度間の優良工事表彰対象工事		2	0	0	2
		千葉県所掌工事における、 過去の事故及び不誠実な行為		0~ -4	0	0	0
		当該工事の関連分野での技術開発の実績 及び新技術等の活用		1	0	0	1
		ISO認証取得		1	0	1	1
		千葉県所掌工事における、 手持ち工事量の状況		2	2	2	2
	配置予定 技術者の 能力	主任(監理)技術者資格	6点	2	-	-	-
		過去10年間の同種工事の施工経験		2	1	2	2
継続教育(CPD)の取組状況		1		0	1	1	
主任(監理)技術者として施工した千葉県 所掌工事における過去1か年度間の工事成績		1		0	0	1	
企業の 社会性	地域精通度	9点	2	1	2	2	
	地域貢献度		「地震・風水害・その他災害応急対策に関 する千葉県との業務協定」	3	2	3	2
			県産品の活用	2	0	2	2
			県内企業の活用	2	1	0	1
① 評価点の合計		41点	11点	24点	37点		

② 加算点の算出

加算点の満点を30点とし、評価点の合計が最高であったC社に30点を付与する。(1位満点方式)

A、B社の加算点は、評価点の合計に応じ按分する。

$$A社: 30 \times 11/37 = 8.918 \text{ 点}$$

$$B社: 30 \times 24/37 = 19.459 \text{ 点}$$

加算点の満点

評価点の合計

評価点の合計の最高点

③ 技術評価点の算出

技術評価点 = (100点 + 加算点)

$$A社: 108.918 \text{ 点} = (100 + 8.918)$$

$$B社: 119.459 \text{ 点} = (100 + 19.459)$$

$$C社: 130.000 \text{ 点} = (100 + 30.000)$$

標準点

加算点

計算結果を比較し易くするため評価値の整数部が
1桁となるよう10の累乗を乗ずる

④ 評価値の算出

評価値 = (技術評価点) / (入札価格)

$$A社: (108.918 / 190,000,000) \times 10,000,000 = 5.732526 \dots$$

$$B社: (119.459 / 200,000,000) \times 10,000,000 = 5.97295$$

$$C社: (130.000 / 210,000,000) \times 10,000,000 = 6.190476 \dots$$

技術評価点算出統括表

	A社	B社	C社
① 評価点の合計	11	24	37
② 加算点	8.918	19.459	30.000
③ 技術評価点	108.918	119.459	130.000
入札価格	190,000,000	200,000,000	210,000,000
④ 評価値 (便宜上、小数点以下第4位まで表記)	5.7325	5.9729	6.1904
⑤ 落札者決定 (最高評価値取得者)	3位	2位	1位 = 落札

10 契約後の措置

- ・発注者は、受注者が総合評価方式で示した技術提案等を考慮して施工計画書を作成していることを確認する。
- ・発注者は、受注者が施工計画書を遵守しているか確認する。
- ・発注者は、検査時の採点に総合評価方式の技術提案等について、工事の創意工夫として考慮しない。
- ・発注者は、検査時の採点に「総合評価項目不履行による減点」があった場合は、速やかに技術管理課に報告する。（報告内容は、工事名、工事場所、内容等を、gijutu9@mz.pref.chiba.lg.jp にメールしてください。）

11 その他

(1) 評価内容の担保（技術提案内容の不履行の場合における措置）

監督員は、受注者の提出した技術提案内容について、建設工事監督技術基準（平成24年4月1日改訂）第4条に基づき、その履行状況について確認を行う。

受注者の責により、「施工計画」、「新技術等の活用」、「県産品の活用」、「県内企業の活用」及び「配置予定技術者の能力」の5細目が履行（満足）できない場合は、工事成績評定点の考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として、**工事成績評定点を3点減ずる。**

更に翌年度の総合評価方式において、総合評価方式での履行義務違反があったとして**2点減ずる。**

なお、「施工計画」については、加点対象となった記載内容だけでなく、**受注者の提案した全ての内容**（ただし発注者の要求基準や施工条件を満たさないものを除く）が**履行義務の対象となる**。「施工計画」以外については、加点された記載内容のみが履行義務の対象となる。

また、履行状況が特に悪質と認められる場合は、県土整備部建設・不動産業課と協議のうえ、指名停止措置を行う。

(2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

(3) 情報公開

1) 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

2) 落札者決定後

① 総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。

- (ア) 落札者名
- (イ) 各入札参加者の技術評価点及び項目毎の得点
- (ウ) 各入札参加者の入札価格
- (エ) 各入札参加者の評価値

② 技術評価点の項目毎の得点については、評価調書（公表用）を作成し、落札者決定後、遅滞なく閲覧に供するものとし、また、速やかにちば電子調達システム（入札情報サービス）または各所属のホームページに掲載することとする。

3) 評価調書の公表について

無効及び失格者については公表し、辞退及び未入札者の点数については公表しない。

(4) 不服の審査

発注者は、入札参加者から不服の申し出があったときは、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」に従うものとする。

(5) 市町村への支援

千葉県では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条の「発注者を支援するため、市町村からの要請がある場合に、発注関係事務を公正に行なうことができる条件を備えた者」として、公益財団法人千葉県建設技術センターを位置付けしている。

また、市町村等総合評価支援要綱(平成20年1月17日付、技第5060号)を定め、市町村等は県の設置した技術審査会や県の委嘱した学識経験者への意見聴取の場を活用することができることとしている。

(6) 総合評価方式の見直し

県は、総合評価方式の実施結果を分析し、さらなる見直しを図っていくこととしている。

ガイドラインの内容は、地方自治法の改正などにより、随時変更する。

<p>*5) 市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）と千葉県内の以下a～cのいずれかの団体。</p> <p>a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。</p> <p>b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。</p> <p>c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）。</p>									
<p>(イ) 千葉県所掌工事における「業種：〇〇」における工事成績の平均点（小数以下第2位以下切捨て）</p> <p>*1) 過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）の平均値（小数以下第2位以下切捨て）により評価する。</p> <p>*2) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、教育庁、企業土地管理局（旧企業庁）、水道局、警察本部、病院局とする。</p> <p>*3) 評価対象 入札公告の日の属する年度を除く、</p> <p>1 直近の過去2か年度間の総合評価方式で落札した同業種の工事成績を評価の対象とする。</p> <p>2 ただし、上記1に該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間の同業種全ての工事成績を評価の対象とする。</p> <p>3 ただし、上記2に該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間の同業種全ての工事成績を評価の対象とする。</p>	<p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1"> <tr><td>80点以上</td></tr> <tr><td>80点未満77.5点以上</td></tr> <tr><td>77.5点未満75点以上</td></tr> <tr><td>75点未満72.5点以上</td></tr> <tr><td>72.5点未満70点以上</td></tr> <tr><td>70点未満65点以上</td></tr> <tr><td>65点未満</td></tr> <tr><td>成績なし</td></tr> </table>	80点以上	80点未満77.5点以上	77.5点未満75点以上	75点未満72.5点以上	72.5点未満70点以上	70点未満65点以上	65点未満	成績なし
80点以上									
80点未満77.5点以上									
77.5点未満75点以上									
75点未満72.5点以上									
72.5点未満70点以上									
70点未満65点以上									
65点未満									
成績なし									
<p>(ウ) 過去2か年度間の当該業種における優良工事表彰対象工事</p> <p>*1) (1) 平成27年度（平成26年度完成工事）の当該業種における千葉県優良建設工事表彰を受けた工事（※1）</p> <p>(2) 平成28年度（平成27年度完成工事）の当該業種における千葉県優良建設工事表彰要綱第2（1）～（5）<1>の全てに該当する優れた工事（※2）</p> <p>（※1）表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限までに指名停止又は文書注意の措置を受けた場合は評価しない。（指名停止又は文書注意が工事事務による場合は事故発生日が、その他による場合は指名停止日又は文書注意日が、それぞれ平成28年3月31日以前であるものに限る）</p>	<p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1"> <tr><td>優良工事表彰対象工事あり</td></tr> <tr><td>なし</td></tr> </table>	優良工事表彰対象工事あり	なし						
優良工事表彰対象工事あり									
なし									

<p>(※2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに指名停止又は文書注意の措置を受けた場合は、評価しない。(指名停止又は文書注意が工事事故による場合は事故発生日が、その他による場合は指名停止日又は文書注意日が、それぞれ平成28年3月31日以前であるものに限る)</p> <p>*3) 評価項目としての選択について</p> <table border="1" data-bbox="316 533 930 707"> <thead> <tr> <th>競争参加資格要件</th> <th>【特別簡易型】</th> <th>【簡易型】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内企業のみ</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県内・県外混在</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>県外企業のみ</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>○・・・評価項目として選択 ×・・・評価項目として選択しない</p>	競争参加資格要件	【特別簡易型】	【簡易型】	県内企業のみ	○	○	県内・県外混在	○	×	県外企業のみ	×	×							
競争参加資格要件	【特別簡易型】	【簡易型】																	
県内企業のみ	○	○																	
県内・県外混在	○	×																	
県外企業のみ	×	×																	
<p>(工) 千葉県所掌工事における過去の事故及び不誠実な行為</p> <p>*1) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、教育庁、企業土地管理局(旧企業庁)、水道局、警察本部、病院局とする。</p> <p>*2) 平成28年3月31日までに発生した過去の事故及び不誠実な行為については、指名停止の期間は、入札公告の日から遡って2年間とし、指名停止期間を対象とする。文書注意の期間は、入札公告の日から遡って1年間とし、文書注意日を対象とする。(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上の工事での措置を評価する。)</p> <p>平成28年4月1日以降の不誠実な行為について、指名停止の期間は、入札公告の日から遡って2年間とし、指名停止期間を対象とする。文書注意の期間は、入札公告の日から遡って1年間とし、文書注意日を対象とし、過去の事故について、指名停止の期間は、入札公告の日から遡って1年間とし、指名停止期間を対象とする。文書注意の期間は、入札公告の日から遡って6か月間とする。(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上の工事での措置を評価する。)</p> <p>*3) 千葉県所掌工事における営業停止については、指名停止に準じて評価する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【特別簡易型】</th> <th>【簡易型】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年3月31日までに発生した過去の事故及び不誠実な行為</td> <td>平成28年3月31日までに発生した過去の事故及び不誠実な行為</td> </tr> <tr> <td>過去2年間に指名停止あり</td> <td>過去2年間に指名停止あり</td> </tr> <tr> <td>過去1年間に文書注意あり</td> <td>過去1年間に文書注意あり</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日以降に発生した不誠実な行為</td> <td>平成28年4月1日以降に発生した過去の事故</td> </tr> <tr> <td>過去2年間に指名停止あり</td> <td>過去1年間に指名停止あり</td> </tr> <tr> <td>過去1年間に文書注意あり</td> <td>過去6か月間に文書注意あり</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	【特別簡易型】	【簡易型】	平成28年3月31日までに発生した過去の事故及び不誠実な行為	平成28年3月31日までに発生した過去の事故及び不誠実な行為	過去2年間に指名停止あり	過去2年間に指名停止あり	過去1年間に文書注意あり	過去1年間に文書注意あり	なし	なし	平成28年4月1日以降に発生した不誠実な行為	平成28年4月1日以降に発生した過去の事故	過去2年間に指名停止あり	過去1年間に指名停止あり	過去1年間に文書注意あり	過去6か月間に文書注意あり	なし	なし
【特別簡易型】	【簡易型】																		
平成28年3月31日までに発生した過去の事故及び不誠実な行為	平成28年3月31日までに発生した過去の事故及び不誠実な行為																		
過去2年間に指名停止あり	過去2年間に指名停止あり																		
過去1年間に文書注意あり	過去1年間に文書注意あり																		
なし	なし																		
平成28年4月1日以降に発生した不誠実な行為	平成28年4月1日以降に発生した過去の事故																		
過去2年間に指名停止あり	過去1年間に指名停止あり																		
過去1年間に文書注意あり	過去6か月間に文書注意あり																		
なし	なし																		
<p>(才) 当該工事の関連分野での技術開発の実績及び新技術等の活用</p> <p>*1) 技術開発の実績は特許権、実用新案権の取得、NETISへの登録を対象とする。</p> <p>*2) 実績の期間は、入札公告の日から遡って過去10年間とする。</p> <p>*3) 当該工事へ適用する新技術等とは、特許権、実用新案権、NETISへの登録技術を対象とする。</p> <p>*4) 当該評価項目で加点された技術の適用について、技術提案での評価はしない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【簡易型】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術開発の実績、または新技術等の当該工事への適用あり</td> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	【簡易型】	技術開発の実績、または新技術等の当該工事への適用あり	なし															
【簡易型】																			
技術開発の実績、または新技術等の当該工事への適用あり																			
なし																			

<p>(カ) ISO認証取得</p> <p>*1) ISO9001及びISO14001を対象とする。</p> <p>*2) 登録証の写しを提出する。</p> <p>*3) 入札公告の日までの認証取得を対象とする。</p>	<p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1"> <tr><td>あり</td></tr> <tr><td>なし</td></tr> </table>	あり	なし			
あり						
なし						
<p>(キ) 千葉県所掌工事「業種：〇〇」における手持ち工事量の状況</p> <p>*1) 手持ち工事量比率＝年間受注額÷過去2か年度間の平均受注額</p> <p>*2) 「年間受注額」とは、入札公告の日から1年間遡った期間に契約した建設工事の契約額の合計額とする。</p> <p>ただし、予定価格250万円未満の建設工事は除く。</p> <p>*3) 「過去2か年度間の平均受注額」とは、過去2か年度間の受注額の合計を2（年間）で除算した額とする。</p> <p>（予定価格250万円未満の建設工事も含む。）</p> <p>*4) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、教育庁、企業土地管理局（旧企業庁）、水道局、警察本部、病院局とする。</p>	<p>【特別簡易型】</p> <table border="1"> <tr><td>1. 0未満</td></tr> <tr><td>1. 0以上</td></tr> </table> <p>【簡易型】</p> <table border="1"> <tr><td>0. 5未満</td></tr> <tr><td>0. 5～1. 0未満</td></tr> <tr><td>1. 0以上</td></tr> </table>	1. 0未満	1. 0以上	0. 5未満	0. 5～1. 0未満	1. 0以上
1. 0未満						
1. 0以上						
0. 5未満						
0. 5～1. 0未満						
1. 0以上						

3 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準			
<p>(ア) 主任（監理）技術者資格</p> <p>*1) 適用業種により、「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替える。</p>	<p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1"> <tr><td>一級土木施工管理技士 または技術士</td></tr> <tr><td>上記以外の土木施工に係る資格</td></tr> </table>	一級土木施工管理技士 または技術士	上記以外の土木施工に係る資格	
一級土木施工管理技士 または技術士				
上記以外の土木施工に係る資格				
<p>(イ) 過去10年間の同種工事の施工経験</p> <p>*1) 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者、現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。</p>	<p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1"> <tr><td>国・県等の実績</td></tr> <tr><td>市町村等の実績</td></tr> <tr><td>その他工事の実績又は実績なし</td></tr> </table>	国・県等の実績	市町村等の実績	その他工事の実績又は実績なし
国・県等の実績				
市町村等の実績				
その他工事の実績又は実績なし				
<p>(ウ) 継続教育（CPD）の取組状況</p> <p>*1) 土木施工管理技士及び技術士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会及び公益社団法人日本技術士会が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>建築施工管理技士及び建築士に係る資格を対象とした場合、建築CPD運営会議名が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>なお、これら以外の資格を対象とする場合は各部局において評価の対象となる証明書を指定する。</p> <p>*2) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が、入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。</p>	<p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1"> <tr><td>あり</td></tr> <tr><td>なし</td></tr> </table>	あり	なし	
あり				
なし				

(工) 主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去1か年度間の「業種：〇〇」での工事成績 *1) 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した工事の成績（共同企業体の構成員の場合は代表構成員の主任技術者、監理技術者）により評価する。 *2) 評価項目としての選択については、優良工事表彰対象工事と同じ。	【特別簡易型】 【簡易型】
	80点以上の実績あり
	なし

4 地域精通度

評価項目	評価基準
(ア) 過去10年間の当該管内での公共工事の施工実績 *1) 当該管内とは、県土整備部では、原則として土木事務所を単位とする。県土整備部以外では、「当該管内」を別途、定めることができる。 *2) 「国・県等」とは、「国等、県等」である。 *3) 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）。 *4) 県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社。 *5) 市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）と千葉県内の以下a～cのいずれかの団体。 a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合 b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社 c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）	【特別簡易型】 【簡易型】
	国・県等の実績
	市町村等の実績
	その他工事の実績又は実績なし

5 地域貢献度

評価項目	評価基準			
<p>(ア) 「地震・風水害・その他災害応急対策に関する業務細目協定」</p> <p>* 1) 入札公告の時点において、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」に基づく業務細目協定の締結を対象とする。</p> <p>ただし、部局により、当該協定及び細目協定と同程度以上と判断する他の協定を対象とすることができる。</p>	<p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1021 360 1399 450">当該管内を管轄する千葉県出先機関との細目協定の締結あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 450 1399 495">県との基本協定の締結あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 495 1399 539">なし</td> </tr> </table>	当該管内を管轄する千葉県出先機関との細目協定の締結あり	県との基本協定の締結あり	なし
当該管内を管轄する千葉県出先機関との細目協定の締結あり				
県との基本協定の締結あり				
なし				
<p>(イ) 県産品の活用</p> <p>* 1) 県産品とは、千葉県内の工場又は千葉県内に本社を有する会社で、生産・加工又は製造された建設資材をいう。</p> <p>* 2) 木材及び木材製品においては、「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」の趣旨に基づき、産地が千葉県内の森林である木材及び木材製品とし、「ちばの木認証制度」により認証されるものをいう。</p> <p>* 3) 発注者が工事案件ごとに主要資材の中から対象品目を指定し、当該工事において指定数量を使用予定の場合に評価する。</p> <p>* 4) 複数の資材を指定した場合、「資材 A 及び資材 B」ではすべての資材を、「資材 A 又は資材 B」ではいずれかの資材を指定数量使用した場合に評価する。</p>	<p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1021 636 1399 680">指定品目の活用あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 680 1399 725">なし</td> </tr> </table>	指定品目の活用あり	なし	
指定品目の活用あり				
なし				
<p>(ウ) 営業拠点の所在地の有無</p> <p>* 1) 当該管内で業務細目協定を締結している支店は本店扱いとする。</p>	<p>【特別簡易型】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1021 1160 1399 1205">当該管内に本店あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 1205 1399 1249">なし</td> </tr> </table>	当該管内に本店あり	なし	
当該管内に本店あり				
なし				
<p>(エ) 地域特有貢献</p> <p>* 1) 県内での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を対象とする。</p> <p>* 2) 地域美化活動等のボランティア実績は、前年度及び当該年度の入札公告の前日までの実績を評価する。</p> <p>* 3) 高年齢者雇用は、65歳以上の者の雇用を評価する。(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢以上の者の雇用を評価する。)</p>	<p>【特別簡易型】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1021 1317 1399 1361">いずれか1項目該当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 1361 1399 1406">該当なし</td> </tr> </table>	いずれか1項目該当	該当なし	
いずれか1項目該当				
該当なし				

(才) 県内企業の活用 *1) 県内企業のみを対象とする資格要件の場合は、選択しない。 *2) 特殊な専門工事など下請けに県内企業の参加が見込めない場合は、選択しないことができる。	【簡易型】
	入札参加希望者が県内企業
	入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定
	入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の50%以上70%未満を県内企業と契約予定
	その他

6 千葉県所掌工事における総合評価の履行義務違反

評価項目	評価基準
千葉県所掌工事における総合評価方式の義務違反 *1) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、教育庁、企業土地管理局（旧企業庁）、水道局、警察本部、病院局とする。 *2) 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去1か年度間に完成した工事の履行義務違反を評価の対象とする。 *3) 工事成績評定点の「法令遵守等」における「総合評価による減点」項目で減点があった工事の有無により評価する。	【特別簡易型】 【簡易型】 工事成績評定点の減点措置あり なし

② 標準型（WTO対象）

1 技術提案

評価項目	評価基準
<p>① 総合的なコスト（ライフサイクルコスト等）</p> <p>② 性能・強度等（性能・機能の向上等）</p> <p>③ 社会的要請（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源・リサイクル等）</p> <p>④ 個別テーマの施工計画</p> <p>＊）工事内容により1項目、2項目を指定する。12点/1項目。 これによらない時は、技術審査会で審査する。</p> <p>＊）不適切である場合、入札は無効とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている ・課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である ・課題に対して現地条件を踏まえており適切である ・不適切である <p>総合的な観点評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れる ・可

2 施工計画

評価項目	評価基準
<p>現地条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた配慮すべき事項</p> <p>＊）工事内容により工程管理、品質管理、施工上配慮すべき事項、安全管理又は環境対策等、に関する具体的な課題を2題程度、発注者が定める。配点は指定された全項目の合計で12点とする。これによらない時は、技術審査会で審査する。</p> <p>＊）不適切である場合、入札は無効とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている ・課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である ・課題に対して現地条件を踏まえており適切である ・不適切である <p>総合的な観点評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れる ・可

(8) 「若手技術者・女性技術者の配置」の試行について

建設業における担い手の中長期的な育成・確保するため、県土整備部発注の下記対象工事について、「若手技術者（35歳未満）・女性技術者の配置」を評価する。

対象工事

型式	入札参加資格要件 (地域要件)	工種
特別簡易型 簡易型	県内に本店がある者のみを 対象とする工事	県土整備部が発注する 予定価格1億円以上で 土木一式工事及び建築一式工事

評価項目及び評価基準

「企業の技術力 自由項目設置」の項目に、「若手技術者・女性技術者の配置」を設定する。

項目	細目	配点	対象区分
自由項目 設定	若手技術者・女性技術者の配置 (注1)	1	配置あり(1点) なし(0点)

- 注1
- ・若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任(監理)技術者として配置する場合に評価する。(兼務は可とする。)
 - ・若手技術者の年齢は、入札公告日時点で35歳未満とする。
 - ・若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。

評価内容の担保

受注者の責により、「若手技術者・女性技術者の配置」での履行ができない場合は、工事成績評定点の考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として、**工事成績評定点を3点減ずる。**

更に翌年度の総合評価方式において、総合評価方式での履行義務違反があったとして**2点減ずる。**

また、履行状況が特に悪質と認められる場合は、県土整備部建設・不動産業課と協議のうえ、指名停止措置を行う。